

令和5年度

取石中学校いじめ防止基本方針

令和5年度 高石市立取石中学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止のための基本方針

1. 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を踏みにじり、教育を受ける権利を著しく侵害し、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、決して許されない行為である。しかし同時に「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要である。したがって本校では、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにしなければならない。また、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、いじめの未然防止のための対策を行わなければならない。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者をはじめ関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

4. いじめ防止のための組織

(1) 名称 「いじめ対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、児童生徒支援C o、支援教育C o、養護教諭、教務主任、学年主任、学年いじめ防止担当、人権担当、道徳担当、生徒会担当

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見と対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の作成と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

5. いじめに関する中心的取組み

「問題解決」のための取組みから「未然防止」の取組みへ

- 人権・道徳教育（心の教育）
- こども理解に基づく生徒指導（情報共有）
- インクルーシブ教育の視点を踏まえた教育活動（わかる授業）
- 成長を促す指導（こどもが主体となる活動）
- 自己有用感（自尊感情・自己肯定感）を獲得できるようにするための場や機会の設定

○ 教職員の研修（資質と人権感覚の向上）

6. 年間計画

高石市立取石中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 オリエンテーション 部活動紹介 年間を通し班長会議を中心 とした班活動（仲間づくり）	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知	第1回いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」 の検討 （年間計画の確認、問題行動 調査結果を共有） いじめ・不登校校内研修 計画立案
5月	教育相談期間・家庭訪問 （子どもの様子の把握）	教育相談期間・家庭訪問 （子どもの様子の把握）	教育相談期間・家庭訪問 （子どもの様子の把握）	
6月	校外学習（集団作り） いじめ特設授業（道徳）	校外学習（集団作り） いじめ特設授業（道徳）	修学旅行（集団作り） いじめ特設授業（道徳）	
7月	いじめアンケートの実施 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	いじめアンケートの実施 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	生徒会によるいじめアンケート実施 第2回いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート・社会性 尺度調査の分析 ・保護者懇談会の情報共有 （状況報告と取組みの検証）
8月	リーダー研修（夏休み中） （いじめ防止対策） 教育相談期間 取中プレゼンコンテスト （自己有用感を高める）	リーダー研修（夏休み中） （いじめ防止対策） 教育相談期間 取中プレゼンコンテスト （自己有用感を高める）	リーダー研修（夏休み中） （いじめ防止対策） 教育相談期間 取中プレゼンコンテスト （自己有用感を高める）	夏休みを利用して、生徒会リ ーダー研修「いじめ防止につ いての取組み」 生徒集会実施 生徒会自身の言葉で行動宣言 第3回いじめ対策委員会 ・夏休み中の変化の共有 ・教育相談の情報共有 （状況報告と取組みの検証） 生徒会主催の取組み ・文化活動発表会にて、リーダ ー研修でのいじめ問題につ いて生徒から発信
9月	生徒会行動宣言 （子どもの様子の把握）	生徒会行動宣言 （子どもの様子の把握）	生徒会行動宣言 （子どもの様子の把握）	
10月	体育大会（集団作り）	体育大会（集団作り）	体育大会（集団作り）	
11月	合唱コンクール（絆作り） 文化活動発表会 人権標語	合唱コンクール（絆作り） 文化活動発表会 人権標語 職業講話 （社会性の育成）	合唱コンクール（絆作り） 文化活動発表会 人権標語 保護者懇談会（進路）	
12月	学校生活アンケート 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 人権講話・人権作文	学校生活アンケート 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握） 人権講話・人権作文	学校生活アンケート 社会性尺度調査実施 保護者懇談会 （進路） 人権講話・人権作文	第4回いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート・社会性 尺度調査の分析 ・保護者懇談会の情報共有 （状況報告と取組みの検証）
1月	教育相談期間 （子どもの様子の把握）	教育相談期間 （子どもの様子の把握）	教育相談期間 （子どもの様子の把握） 保護者懇談会 （進路）	第5回いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート・社会性 尺度調査の分析 ・保護者懇談会の情報共有 （年間の取組みの検証・次年 度の検討）
2月	学校生活アンケート 社会性尺度調査実施	学校生活アンケート 社会性尺度調査実施	社会性尺度調査実施	
3月	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	3年生お別れ会 卒業式（絆作り）	

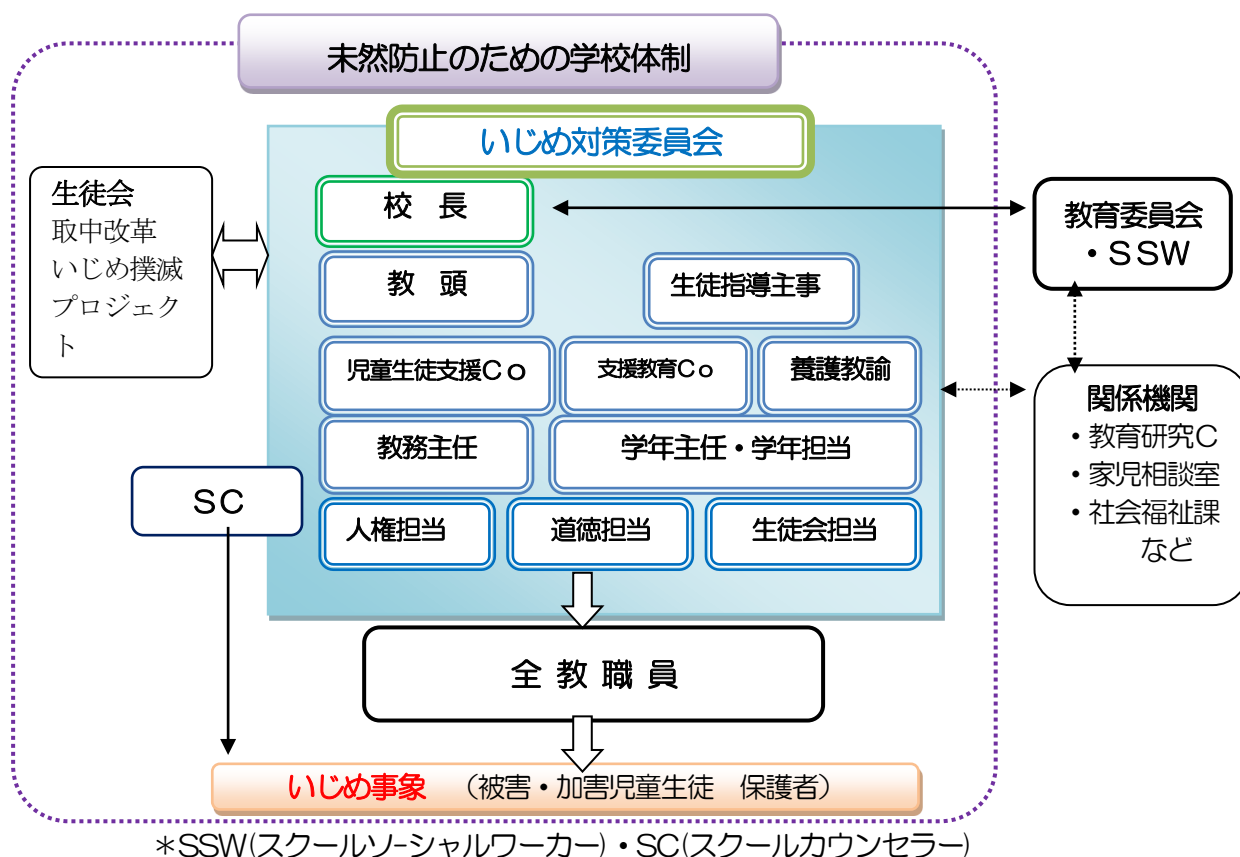
*定期的に生徒会による「あいさつ運動」「ボランティア清掃」の実施

第2章. いじめの未然防止のための組織作り

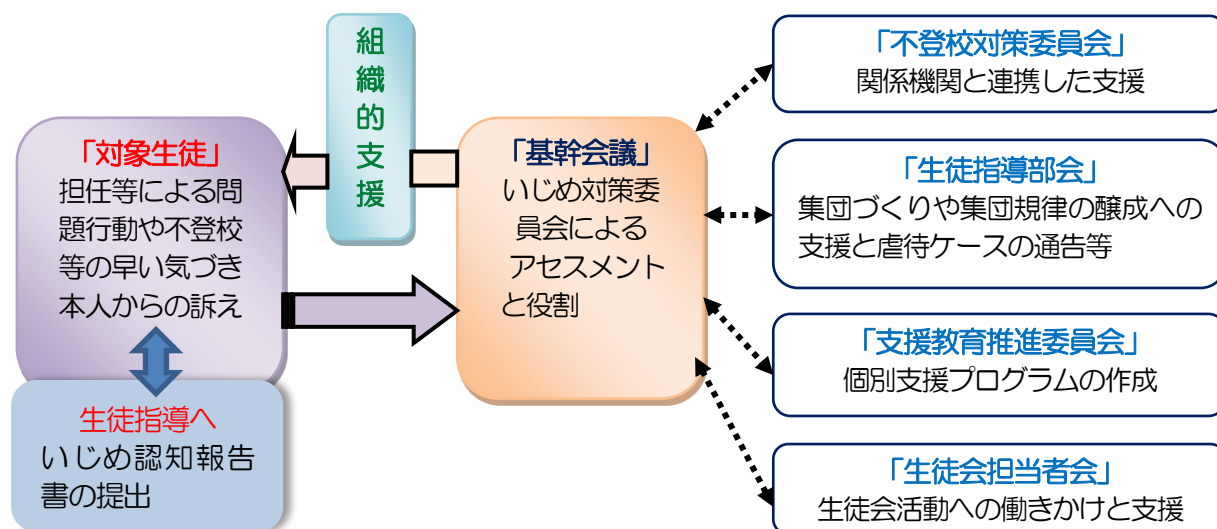
学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

1. いじめ防止のための学校体制

(1) 未然防止のための学校体制 (図1)

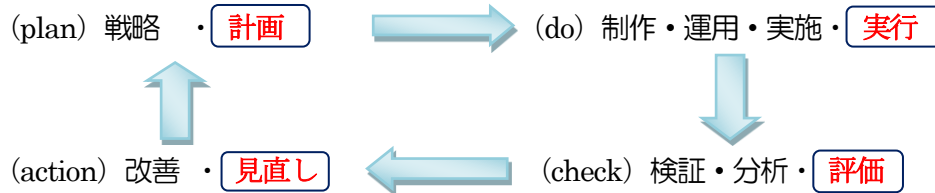


(2) 校内組織的支援体制 (いじめ対策委員会) (図2)



＊ 4つの会議(図2)を基幹会議(いじめ対策委員会)に一本化し、情報を集約し、子ども・家庭・クラスの支援を検討する。

(3) PDCAサイクルの積極的な推進



(4) 基幹会議(いじめ・不登校対策委員会)は早期発見や対応の点検のために原則月1回行う。

(5) 基幹会議のメンバーは(図1)とし、ケースに応じてメンバーを検討し招集する。

・不登校対策委員会	→	関係機関の支援が必要な場合。
・生徒指導部会	→	問題行動等が要因となる場合・虐待ケースの通告等。
・支援教育推進委員会	→	個別支援が必要な場合。
・生徒会担当者会	→	生徒会活動への働きかけと支援活動。

2. いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての教職員の共通理解を図り、いじめ対策委員会を中核にすえた「いじめの未然防止」の取組みを念頭に置いて、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送るために、生徒一人ひとりが主体的に参加・活躍できる授業作り、学校づくりを進め、「こども理解」を中心とした組織的な活動を行う。

生徒の主体的取組みとしては、生徒会の活動を軸とし、お互い認め合える人間関係・学校風土を生徒自ら作りだすため、教職員と共に活動内容・計画の立案を実施、発信する。

(2) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させるための仕掛けや環境を整備する。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、「自己有用感や自己肯定感」を育む取組みを推進する。

① 「居場所づくり」「授業づくり」「集団づくり」を軸とし、生徒一人ひとりがきちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められるという実感を持てる活動を推進する。

② 「わかる授業作り」を進める上で、定期的に公開授業・研究授業を行い、生徒が授業で活躍できる場作りを一つの観点とした授業改善のための校内研修を実施する。さらに、週1回放課後「学び舎学習会」を実施し、生徒の自主的な学習意欲を促進する。

③ 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりとして、「班活動」「グループ活動」を取り入れた授業づくり、学級づくり、学校行事、学年の活動、インクルーシブ教育(幼・小・中連携)活動等、生徒の自発的な活動から自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他者の役に立ち、認められるといった自己有用感を持てる活動を推進する。

(4) いじめを防止する観点から、研修等を通じて教職員のカウンセリングマインドや資質の向上に努める。スクールカウンセラー等を招いて「こども理解」のための研修会を実施する。

(5) 生徒が自ら「いじめに」について学び、取り組む方法として生徒会活動の活性化を図る。

第3章 いじめの早期発見

1. いじめの早期発見のための措置

(1) いじめの実態把握

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査・教育相談を実施する。

① 定期的なアンケート

生徒会からの「いじめアンケート」、学校としての「学校生活アンケート」「社会性尺度調

- 査」を実施し情報を収集する。
- ② 定期的な教育相談（個人面談）
各学期の始めに「個人面接期間」を設定して、生徒一人ひとりの面談を実施し生徒の状態を把握する。
 - ③ 日常の観察
全教職員が「チェックシート」（「理由がはっきりしないあざやけががある。」など）の観点
を踏まえて、常に生徒の状況を把握し、情報を共有する。
- (2) 保護者と連携した児童生徒の見守り
日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立ったうえで家庭訪問、保護者懇談会、ホームページ、学校通信などを通して連携を図る。
2. 生徒、保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる相談体制を整備する。
- (1) いじめ等の相談窓口の設置について
児童生徒支援コーディネーターが窓口となり、スクールカウンセラーと連携し、生徒・保護者・教職員に対して週1回（金曜日）に相談活動の体制を取る。
 - (2) 外部からの専門家の活用について
 - ① スクールカウンセラーに、いじめ対策委員会のオブザーバーとしての参加を求め適切な助言を仰ぐ。
 - ② 市教委と情報共有化を図り、必要に応じスクールソーシャルワーカーや有職者などに助言を仰ぐ。

第4章 いじめに対する対応

1. いじめ発見・通報を受けたときの対応
- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から教職員間の情報の共有を図る。
 - (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめ対策委員会で情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告・相談する。
 - (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により丁寧に行う。
 - (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、「いじめられている生徒を徹底して守る」という観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
2. 被害を受けた生徒及びその保護者への支援
被害を受けた生徒が、落ち着いて安全に教育を受けられる環境を確保する。
事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
被害を受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。対応の経過をこまめに伝えけるとともに、保護者からの生徒の様子等についての情報提供を受ける。対応を安易に終結させず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
3. 加害生徒への指導又はその保護者への助言
速やかにいじめを止めさせた上で、当該生徒から事実関係の聴取を行う。
事実が明らかになったら、継続して指導を行い、必要に応じて懲戒等の措置を講ずる。
事実関係を聴取した後は、速やかに保護者に事実を経過とともに伝える。いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらい、指導に対する理解を求める。
状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。
4. いじめが起きた集団への働きかけ
- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。
そのため、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせる。

相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、「互いを尊重し、認め合う集団づくり」を進めるため、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

5. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等によるいじめ事象を認知した場合、まず学校として問題の箇所を確認し、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、被害にあった生徒の意向を尊重し、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて警察等外部機関と連携して対応する。

第5章 重大事態発生時について

重大事態とは

- ① いじめにより、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- (1) 事態の認知後、速やかに教育委員会に報告を行う。
- (2) 教育委員会の指示を受けて対応、関係者と連絡を取り、事件発生に至る詳細な事実収集に努力、調査と並行して適切に対処する。
- (3) 調査結果を、教育委員会に迅速に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- (5) いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

第6章 まとめ

いじめを起こさないために

◎自尊感情・自己有用感を高める日頃からの取組み

- ① わかる授業づくり . . . 授業力向上等
- ② 温かい集団づくり . . . 人権教育、道徳教育、仲間づくり等
- ③ 生徒主体の活動 . . . 生徒会活動、学級活動、係活動、学年・学校行事等

いじめを早期発見するために

◎信頼関係を基にした相談体制の構築と小さなサインを見逃さない意識

- ① 教職員の意識向上 . . . 体調不良、友達関係の変化等への注意
- ② 個人面接・いじめアンケート . . . 各学期数回の実施
- ③ 保護者との連携 . . . 家庭の様子把握、相談窓口の周知

いじめの対応について

◎担任だけで抱え込まない、いじめ対策委員会を中心とした組織対応

- ① 事実の把握 . . . 被害生徒からの聞き取り 時間・場所・加害者・内容等
保護者を含め第三者からの通報であっても、可能な限り
必ず本人から事実確認をすること
- ② 対応を検討 . . . 内容に応じ、関係機関との連携も視野に入れ検討
重大事案でない . . . 加害者に事実確認、被害生徒への謝罪、保護者連絡
重大事案 . . . 教育委員会、警察等と連携
- ③ 事後の対応 . . . 被害生徒への心のケア 加害生徒への対応
見過ごしてきた集団への対応
学校の取組みの見直し及びいじめ防止基本方針の再検討